

令和2年度

事業計画書

社会福祉法人 弟子屈町社会福祉協議会

---

## 基本方針

---

人口減少や少子高齢化、単身世帯の増加、社会・経済状況の変化等により地域のつながりが希薄化し、地域コミュニティ機能も低下してきており、ボランティアや地域の役員等のなり手不足が顕在化しております。

また、社会的課題として、介護現場での人手不足や国民の4人に1人が75歳以上となる2025年問題、高齢の親と無職独身の50代の子が同居する8050問題、介護と育児のダブルケアに直面する世帯の増加など、様々な課題が複雑化、深刻化しています。

厚生労働省では、「我が事、丸ごと 地域共生社会」の実現を掲げ、「一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。」としています。

このような中、先に改正された社会福祉法においては、地域福祉推進の理念として「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による、把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。」と規定しています。

本会といたしましても、平成29年度に策定した「第5期弟子屈町地域福祉実践計画」の基本目標である「誰もが安心して暮らせるまちづくり」「安心・安全・福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域課題を把握し、弟子屈町をはじめとする関係機関・団体等とより一層連携を密にし、町民の皆様とともに、引き続き地域福祉の進展のため、地域に根付き、より親しまれる社会福祉協議会となるよう努力してまいります。

---

## 基本目標

---

誰もが安心して暮らせるまちづくり

安全・安心・福祉のまちづくり

住み慣れた地域で共に支え合い、安心して暮らしていくことは皆の願いです。ここで暮らす地域住民・ボランティア・福祉関係団体等と協働・連携を強め誰もが笑顔で安心して暮らせるまちづくりを目指します。

---

## 基本計画

---

1 みんなが支え合う地域づくり

町民一人ひとりの幸せの実現のため、福祉活動を行う地域住民やボランティア団体が地域福祉の担い手として積極的に取り組める環境づくりを推進します。

2 みんなが安心して生活できる地域づくり

地域において支援を必要とする高齢者や障害のある方が、質の高い在宅福祉サービス・介護保険サービス・心配ごと相談・権利擁護事業等を利用し、安心して日常生活を送ることができる地域づくりを目指します。

3 地域福祉を支え、頼りになる社協づくり

地域福祉推進の中核組織として、各事業の安定的な経営基盤の強化を図り、地域住民に信頼され頼りになる社会福祉協議会を目指します。

---

## 重点推進事項・活動内容

---

1 みんなが支え合う地域づくり

## (1) ボランティア活動の支援

### (ア) ボランティアセンター運営事業の推進

町民に広くボランティア活動についての関心と理解を深めていただくために、ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティアの登録や斡旋、研修会などを行います。

### (イ) 寄贈品の配分及び管理の実施

雑巾、紙おむつ、清拭布等の寄贈品の管理と希望する施設等への配分を行います。

### (ウ) リングプル等の収集活動事業への支援

リングプル、使用済み切手、キャップ、ベルマーク、書き損じハガキなどの収集活動への支援を行います。(収集品の整理作業は、ボランティアの協力を得て行います。)

### (エ) 有償ボランティアの実施

ボランティア活動を推進するため在宅福祉協力員など謝金による有償ボランティアを実施します。

### (オ) 災害ボランティアへの支援

災害ボランティアとして登録している方の活動に対しての支援を行うとともに、本会策定の「災害時対応マニュアル(平成30年7月)」により災害に備えます。

### (カ) 災害ボランティアセンターの運営体制の強化

災害時に立ち上げられる災害ボランティアセンターの運営に備え、弟子屈町と運営協定を締結し災害に強いまちを目指すとともに、職員の資質向上に努めます。

### (キ) 日赤奉仕団との連携強化

日赤奉仕団の地域災害ボランティア活動に対して、町総合防災訓練などを通じて連携を深めてまいります。

## (2) ボランティア意識の啓発

### (ア) 中・高校生ワークキャンプ事業の実施

夏休み期間中を中心に、町内の社会福祉施設での学習体験や体験講座を通じ、中・高校生のボランティア活動への理解と、地域における福祉教育の振興を図ります。

### (イ) 福祉教育推進事業の実施

学校等のボランティア活動の交流の場として、相互の情報交換と交流を図るため「学校ボランティア連絡協議会」を開催します。

(ウ) 児童・生徒のボランティア活動支援事業の実施

町内の小・中学校、高等学校を対象に、ボランティアの心と連携の精神を養うため、協力校を指定し福祉に関する体験・学習、交流等の活動を支援します。

**(3) 子育て支援の推進**

(ア) 子育てサポート事業の推進

弟子屈町が実施する子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を受託し、本会が行ってきた子育てサポート事業の拡充を図るとともに、子どもの預かり手増加（確保）のための取組を推進します。

(イ) レスパイト事業の実施

障害をもつ子どもを一時的に預かり、保護者に休息の時間を創出し、その時間を有効活用してもらうとともに、保護者との交流や研修等を行う事業を実施します。

**(4) 住民交流の推進**

(ア) 待合室「みちくさ」の運営支援

子どもから高齢者までが気軽に立ち寄り「休息・待ち合わせ・交流等の場」として活用される待合室「みちくさ」の施設管理を行い、その運営を支援します。

(イ) ふれあいサロン事業の推進

待合室「みちくさ」との連携により、自宅に閉じこもりがちな高齢の方々が一堂に会し、交流や意見交換を行うふれあいの場を提供します。

(ウ) ひとり暮らし高齢者への布絵ハガキの送付支援

布絵サークルとの連携により町内在住の一人暮らし高齢者宅に、会員が作成した季節ごとの「布絵ハガキ」を届け（郵送）、孤立感の解消を図ります。

(エ) 行商用テントの貸し出し及び管理

町内の団体が行事等で使用するテントを用意し、無償で貸し出し地域の交流を支援します。

**(5) 生活基盤の確保**

(ア) 生活福祉資金の相談対応

道社協が実施する生活福祉資金貸付制度の相談や借入申請等を受け付けるとともに、民生委員との連携を図り相談から貸付後まで世帯の自立に向けた継続した支援に取り組めます。

(イ) 生活困窮者等に対する安心サポート事業の実施

生活困窮者を取り巻く環境や情勢はより複雑化し、制度のみでは対応しきれない支援ニーズもあり、こうした制度の狭間への支援策として、道社協や自立相談支援機関との連携により生活困窮者へ食材や生活必需品等の現物給付による支援を実施します。

## 2 みんなが安心して生活できる地域づくり

### (1) 在宅福祉サービスの実施

#### (ア) 入浴サービス事業

家庭において入浴の困難な寝たきり老人等に対して、特養摩周の特殊浴場を利用し入浴サービスを実施します。

#### (イ) 移送サービス事業

おおむね 65 歳以上の疾病や高齢化により身体機能が低下している者で、家族等の送迎援助が得られない事情を抱えているとともに、公共交通機関等を利用し通院、入退院などが困難な者に対し、移送サービスを行います。

#### (ウ) 訪問サービス事業

安否確認や励ましが必要と思われる一人暮らしの 70 歳以上の町民を対象に、ヤクルト販売員が乳酸菌飲料を持参して訪問し、安否確認等を行います。

#### (エ) 老人世帯等除雪援助事業

自宅前の通路を自力で除雪することが困難な、おおむね 70 歳以上の老人世帯及び重度心身の障がい者世帯に対し除雪の援助を行い、避難通路の確保を行います。

#### (オ) 給食サービス事業

おおむね 65 歳以上の一人暮らしの高齢者及び高齢者夫婦世帯等で食事を作ることが困難な者や栄養改善が必要な者に定期的に食事を届け、食事の確保と安否の確認を行います。

#### (カ) 雪下ろし費用助成事業

おおむね 70 歳以上の高齢世帯又は障がい者世帯で落雪等による危険があると判断された世帯に対して、雪下ろし費用の一部助成を行います。

#### (キ) 高齢者生きがい活動支援通所事業

居家で生活する介護認定非該当者の高齢者を対象に、デイサービスセンターにて食事やレクリエーション等のサービス提供を行います。

#### (ク) 高齢者等軽度生活援助事業

居宅で生活する介護認定非該当者の高齢者に、訪問介護員が居宅内の清掃などの軽易な日常生活の援助を行います。

## (2) 介護保険事業の実施

### (ア) 訪問介護事業

訪問介護員（ホームヘルパー等）が要介護者の家庭を訪問して、入浴、排せつ、食事等の身体介護や調理、洗濯、掃除等の家事援助、生活等に関する相談・助言等、日常生活上のお世話をを行います。

### (イ) 居宅介護支援事業

居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービス（指定居宅サービス等）を適切に利用できるように、ケアプランなどの作成・運用を通じて要介護者とサービス提供事業者や行政との連絡・調整を行います。

### (ウ) デイサービス事業

デイサービスセンターの第2期（1期5年）指定管理を迎え、入浴、食事、レクリエーション等のサービスのより一層の工夫、充実に努め、引き続き在宅生活が維持できるよう支援するとともに、利用者の社会的孤独感の解消や心身機能の維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。

## (3) 相談体制の充実

### (ア) 心配ごと相談事業

町民の日常生活上の相談に応じ、適切な助言、援助を行い、地域住民の福祉増進を図ります。

## (4) 地域福祉権利擁護事業の実施

### (ア) 日常生活自立支援事業の実施

道社協事業を受託し、高齢や障がい（知的障がい、精神障がい）により日常生活の判断能力に不安があり、在宅で生活している方又は在宅で生活する予定の方に、福祉サービスの利用の手続きや生活費の管理、年金証書などの大切な書類の預かりなどのお手伝いを行います。

### (イ) 法人後見（成年後見）事業の実施

本会が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、後見支援員の協力を得ながら判断能力が不十分な町民の財産管理や身上保護・支援を行います。

### (ウ) 市民後見人養成講習会の開催

認知症等により判断能力が不十分な町民の権利を守り、住み慣れた地域で安心・安全な生活を送ることができるよう支援する市民後見人を養成するための講習会を開催します。

### 3 地域福祉を支え、頼りになる社協づくり

#### (1) 地域福祉実践計画の適正運用

##### (ア) 第5期地域福祉実践計画の管理と評価

平成29年に策定した第5期地域福祉実践計画の4年目（5年計画）を向かえ管理と評価を行います。

##### (イ) 第6期地域福祉実践計画の策定準備

令和3年度で計画期間を満了する第5期計画の進捗状況の把握と評価を行い、令和4年度からスタートする第6期計画の策定に備えます。

#### (2) 社協事業の住民理解の推進

##### (ア) 社協だよりの充実やホームページの管理

年5回発行の社協だより「摩周のふくし」の充実や本会ホームページの適正管理を図り社協事業について、より一層の理解と協力が得られる広報活動に努めます。

#### (3) 社協基盤の強化

##### (ア) 法人運営体制の強化

地域住民から信頼される社協として、社会福祉事業の着実な実施と提供するサービスの質の向上に努めるとともに、適正かつ公正な組織運営に取り組みます。

##### (イ) 安定的な法人経営

厳しい財政環境の中、既存の事業の見直しや補助金・助成金等の有効活用を図るとともに、経費削減の意識をさらに高め引き続き安定的な法人運営ができるよう努めます。

##### (ウ) 赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動の推進

募金額が減少傾向にある中、幅広い地域福祉活動の支援に募金が活かされていることを広報紙やPR活動により周知し、より一層、寄付者の共感を得た活動に取り組みます。

##### (エ) 頼りになる社協づくりの推進

弟子屈町遺族会、弟子屈町老人クラブ連合会、弟子屈町共同募金委員会、弟子屈町ボランティア連絡協議会などの事務局を担い、引き続き円滑な活動が図られるよう努めます。

(オ) 高齢者就労センターの運営強化

高齢者の豊かな経験と能力を活かし働くことを通して社会参加し、自らの生きがいの充実や健康の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに貢献するため高齢者就労センターの安定的な運営に努めます。